

## 第47回全国育樹祭業務にかかる労働者派遣業務 仕様書

### 1 就業場所

福井県庁（福井市大手3丁目17-1）

### 2 派遣期間

令和6年4月1日（月）から令和6年10月31日（木）まで

### 3 就業日

就業日は、原則として、福井県職員の勤務日と同じとする。なお、勤務日以外に勤務することが必要になる場合は、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号）の規定に基づくものとする。

※福井県職員の勤務日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く日

### 4 就業時間

午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間午後0時から午後1時まで）

※必要に応じて時間外勤務を命じることがある。

（時間外労働がある場合の就業させることができる時間数は乙と派遣労働者とが締結する労働基準法第36条に基づく協定の範囲内で規定する。）

### 5 配置先、派遣人数および指揮命令者

- (1) 配置先 第47回全国育樹祭福井県実行委員会事務局  
（福井県農林水産部森づくり課全国育樹祭室内）
- (2) 派遣人数 2名
- (3) 指揮命令者 第47回全国育樹祭福井県実行委員会事務局長  
（福井県農林水産部森づくり課長）

### 6 予定数量

2, 170時間（7.75時間×2人×140日）

### 7 業務内容

別紙のとおり

### 8 派遣労働者の条件

(1) 次に掲げる Microsoft 社の OS およびソフトウェアの基本操作ができること。

- ・ Windows10
- ・ Excel
- ・ Word
- ・ PowerPoint
- ・ Edge

・ Outlook

・ Teams

(2) 次に掲げる条件を満たすこと。

【必須条件】

- ・ 企業または自治体等で (1) を用いた業務の実績があること
- ・ 企業または自治体もしくはコールセンター等で電話対応業務の実績があること

【希望条件】

- ・ 企業または自治体等でホームページの運用やインスタグラムなど SNS による情報発信業務の実績があること

## 9 派遣料金の支払

(1) 派遣料金は、月額で支払うものとし、1時間当たりの単価(次項に定める実働時間がある場合は、次項の規定に基づき算出した金額)に当該月の派遣労働者の実働時間を乗じて得た額とする。この場合において、実働時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは切り上げ、30分未満のときは切り捨てる。

(2) 次の各号に定める実働時間がある場合、当該実働時間に係る派遣労働者1人1時間当たりの単価は、契約単価にそれぞれ次の区分に定める割合を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。

- ① 1日の実労働時間が8時間を超える場合 100分の125
- ② 休日に勤務した場合 100分の135
- ③ 深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に勤務した場合は、①中「100分の125」とあるのは「100分の150」と、②中「100分の135」とあるのは「100分の160」とする。
- ④ ①の実働時間および②の実働時間(日曜日を除く。)の実働時間が1月について60時間を超える場合は、①中「100分の125」とあるのは「100分の150」と、②中「100分の135」とあるのは「100分の150」と、③中「100分の150」とあるのは「100分の175」、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。

(3) 派遣料金には、通勤手当、労働保険および社会保険料、諸経費を含むものとする。

## 10 現金等の取扱い

(1) 甲は、派遣労働者に現金、有価証券その他の貴重品および商品等の取扱いをさせる場合は、派遣労働者の行う業務に対し、適格な業務管理責任者および指揮命令者を任命し、業務に支障のないよう管理指導を徹底するものとする。

(2) 派遣労働者が取り扱うもののうち、現金、有価証券その他の貴重品についてはその取扱いの限度額を、商品等についてはその取扱品目を、あらかじめ甲乙協議の上特定し、その内容を乙は甲に通知するものとする。また、通知した内容に変更を生じたときも同様とする。

(3) 派遣労働者が、現金、有価証券その他の貴重品および商品等を取り扱う場合における取扱場所は、原則として前号の規定により通知された就業場所とする。

(4) 派遣労働者が、現金、有価証券その他の貴重品および商品等を取り扱うに当たり、専ら派遣労働者の責めに帰すべき事由により、甲または第三者に損害を与えたときは、甲は、速やかに乙に通知し、乙の責任と負担において、これを処理し、および解決するものとする。

## 1 1 出張

甲は、必要なときは、派遣労働者に対し、出張を命じることがある。派遣労働者が出張に要した交通費等については、福井県一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和25年福井県条例第46号）および同施行規則（昭和29年福井県人事委員会規則第1号）の規定に基づき算定した額を派遣料金に上乗せして支払う。

## 1 2 適正な労務管理

乙は、派遣労働者に対し、適正な労務管理を行うとともに、甲の指揮命令等に従って職場の秩序、規律を守り、適正に業務に従事するよう派遣労働者を定期的に教育、指導するものとする。

## 1 3 安全・衛生の確保

- (1) 甲は、労働安全衛生法の趣旨に沿って、快適な職場環境の形成の保持に努める。
- (2) 乙は、派遣労働者を派遣する前に、雇入れ時安全衛生教育を実施するものとする。
- (3) VDT作業を連続して行う場合は、1時間までとし、1時間連続に操作した場合、当該業務において少なくとも10分間の休止時間を設ける。

## 1 4 福利厚生・貸与品

甲は、派遣労働者が業務を行うに当たり必要な机、ロッカー、休憩室等について使用を認める。

## 1 5 代替人員の確保

派遣労働者が病気などの理由により業務に従事できない場合は、甲の求めに応じ、乙が責任を持って代替人員を派遣すること。代替人員の派遣に当たっては、その都度、事前に氏名等を通知すること。

なお、乙は、代替人員候補者をあらかじめリスト化するなど、安定的に代替人員を派遣するための措置を講ずるものとする。

## 1 6 派遣労働者の交替

派遣労働者が交替する場合は、その旨を事前に甲に通知するとともに、後任派遣労働者に十分な事務引継および教育を行い、以後の業務に支障がないよう必要な措置を講ずること。

なお、この場合の経費は乙が負担するものとする。

## 1 7 派遣の解除

派遣労働者に次の事項に該当する行為があったときは、甲は契約を解除できるものとする。なお、この場合、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 不正な行為があったとき。
- (2) 正当な理由なく業務が著しく遅延し、または業務に着手しないとき。
- (3) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
- (4) 業務に対する状況が著しく誠意を欠くと認められるとき。

(別紙)

職員 A・B 共通

- ・全国育樹祭行事参加者からの問合せへの対応に関すること

職員 A

- ・実行委員会の庶務に関すること
- ・協賛、開催記念行事の管理に関すること
- ・その他、総務企画班の業務の補助に関すること

職員 B

- ・開催の広報に関すること (HP、SNS、PR ブース等)
- ・開催準備、広報記録の管理に関すること
- ・その他、事業推進班の業務の補助に関すること